

延岡市オープンカウンター方式による見積合わせについて

オープンカウンター方式とは、物品の買入れ及び印刷（以下「物品調達等」という。）の随意契約において、見積りの相手方を特定せず、その案件の仕様書等を延岡市公式ホームページ及び契約管理課窓口で公開し、一定の資格を有する契約希望者から見積書の提出を受ける方式です。

1 対象案件

オープンカウンター方式による見積合わせの対象とする物品調達等は、業種区分及び予定価格が次に掲げる案件になります。

ただし、納入期限までの期間が短く、十分な見積期間が確保できない場合等は対象とならない案件もあります。

(1) 物品の購入

業種区分が事務用品類・事務機器類で予定価格が 30 万円以上 150 万円以下の案件

(2) 印刷

業種区分が印刷（一般）で予定価格が 30 万円以上 200 万円以下の案件

2 参加資格

オープンカウンター方式による見積合わせに参加できる方は、次に掲げる要件を全て満たしている方となります。

(1) 延岡市物品等入札参加者の資格、指名基準等に関する要綱（昭和 56 年告示第 11 号）第 2 条第 1 項に規定する入札参加資格者名簿に登載されていて、案件ごとに指定した業種区分に登載されていること。

(2) 案件公開から見積書提出期限までの間において、延岡市競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 18 年告示第 63 号）第 2 条の規定による指名停止措置を受けていないこと。

(3) 延岡市内に本店を有していること。

※ 競争性を確保するために必要があるときは、延岡市外に本店を有する方を参加させる場合があります。

(4) 前(1)～(3)に定めるもののほか、対象案件ごとに必要な参加資格要件を定めた場合は、その要件を満たすこと。

3 案件公開

オープンカウンター方式による見積合わせ対象案件の案件名、仕様書、納入期限等については、原則として毎月 10 日に延岡市公式ホームページ及び契約管理課窓口で公開します。10 日が土日祝日の場合は、その翌開庁日に公開します。

なお、対象案件が無い場合はその旨を同じように延岡市公式ホームページ等でお知らせします。

4 案件に対する質問

参加を希望する案件について質問がある場合には、仕様書に記載してある質問書提出期限までに案件番号と案件名を明記したうえで質問書を契約管理課までご提出ください。提出方法は持参又は電子メールとし、提出期限日の午後5時15分まで受け付けます。ただし、電子メールの場合は、送信後に受信確認の電話を契約管理課までしてください。

回答は、回答期限までに延岡市公式ホームページに掲載するとともに、契約管理課窓口で閲覧できるようにします。

5 同等品の承認

物品の仕様書で、同等品での見積りが可能となっており、事前に同等品承認申請が必要な案件において、参考品ではなく同等品で見積合わせに参加する場合には、同等承認申請書提出期限までに当該申請書と同等品の規格や詳細がわかるカタログ等を発注課まで提出し、承認を受けてください。

なお、同等品の承認を受けずに最低額の見積書を提出した場合、参考品を納入する契約を締結することとなりますので、ご注意ください。

6 見積書の提出

参加を希望する場合は、当該案件の見積書を見積書提出期間内に契約管理課までご提出ください。オープンカウンター方式での見積書提出にあたっては、要綱様式の見積書を使用してください。当該様式以外の見積書は無効となります。

見積書記載金額については、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額をご記入いただき、見積書の日付は見積書の作成日をご記入ください。見積書は封筒に入れ封緘し、封筒の表面に参加する案件の「案件番号・案件名・事業者名」を記入してご提出ください。

見積書の提出は持参又は郵送とし、郵送の場合は提出期限必着で、一般書留及び簡易書留での送付に限ります。なお、契約管理課窓口への提出時間は午前8時30分から午後5時15分までとします。

一度提出した見積書の書換え、引換え又は撤回は認めません。

7 無効な見積書

以下の項目に該当する見積書は無効となります。

- (1) 参加資格要件を満たさない者が提出した見積書
- (2) 見積書提出期間外に提出された見積書
- (3) 一般書留又は簡易書留以外で郵送された見積書
- (4) 同一人が同一案件についてした2通以上の見積書
- (5) 同等承認を受けていない物品による見積書
- (6) 要綱様式の見積書以外で提出した見積書

- (7) 見積金額を訂正した見積書
- (8) 見積金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な見積書
- (9) 連合その他不正の行為があった見積書
- (10) 見積書の日付誤り又は日付未記入の見積書
- (11) 前(1)～(10)に掲げるもののほか、見積条件等に違反した見積書

8 契約の相手方の決定

見積書の開封は、見積書提出期限の翌開庁日に行い、有効な見積書を提出した方のうち、予定価格の範囲内で最低の見積金額を提示した方を契約の相手方として決定します。この場合において、最低の金額を提示した方が2者以上あるときは、当該契約事務に関係のない本市職員にくじを引かせて決定します。

また、見積提出者が1者のみの場合であっても決定することができることとします。

決定後、契約相手方には電話にて連絡をしますので、発注課と契約締結の準備を行ってください。

なお、見積書の提出が無かった案件及び提出された見積書のうち予定価格の範囲内で有効な見積書が無かった案件については不調となります。

9 見積結果の公表

オープンカウンター方式による見積合わせの結果については、原則として見積書開封日の翌日までに契約の相手方及び契約金額を延岡市公式ホームページに掲載するとともに契約管理課窓口で閲覧できるようにします。

10 見積中止

案件公開後、仕様等に疑義が生じた場合、当該案件を中止することがあります。この場合においては、中止決定後速やかに延岡市公式ホームページに掲載するとともに、契約管理課窓口に掲示します。なお、提出済みの見積書については、封緘した状態のまま、見積提出者へ返戻するものとします。

11 オープンカウンター方式による見積合わせの資料等について

オープンカウンター方式による見積合わせに関する資料や様式及び仕様書等は延岡市公式ホームページに掲載するとともに契約管理課窓口で閲覧できるようにします（写しが必要な場合は、有料コピー機をご利用ください）。